

令03原機（科臨）003  
令和3年6月3日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設  
〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書  
記載事項の変更届

〔STACYの更新〕

令和2年12月23日付け令02原機（科臨）021をもって申請（令和3年3月3日付け令02原機（科臨）023及び令和3年3月26日付け令02原機（科臨）024をもって変更）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設〔STACY（定常臨界実験装置）施設〕に係る使用前確認申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の3第3項の規定に基づき届け出ます。

## 記

### 1. 変更内容

- (1) 申請書記載事項第5号「使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」

(変更前)

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号＊）

期日 自 令和3年 1月21日

至 令和5年 1月31日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

木村化工機株式会社 尼崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

株式会社三興 東海工場

中星工業株式会社 山梨工場

株式会社三崎内燃機製作所 久里浜工場

株式会社高村興業所 宮島工場

株式会社大谷加工 那須工場

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号＊）

期日 自 令和3年 5月下旬

至 令和5年 1月31日

場所 富士電機株式会社 川崎工場

株式会社スギノマシン 早月事業所

日機装株式会社 東村山製作所

平田バルブ工業株式会社 新潟事業場

株式会社中北製作所（大阪府大東市）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認に係る検査（第3号\*）

期日 自 令和3年 5月下旬  
至 令和5年 1月31日  
場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

\*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

（変更後）

構造、強度及び漏えいの確認に係る検査（第1号\*）

期日 自 令和3年 1月21日  
至 令和5年 1月31日  
場所 富士電機株式会社 川崎工場  
木村化工機株式会社 尼崎工場  
株式会社スギノマシン 早月事業所  
日機装株式会社 東村山製作所  
平田バルブ工業株式会社 新潟事業場  
株式会社中北製作所（大阪府大東市）  
株式会社三興 東海工場  
中星工業株式会社 山梨工場  
株式会社三崎内燃機製作所 久里浜工場  
株式会社高村興業所 宮島工場  
株式会社大谷加工 那須工場  
土肥野金属株式会社（東京都墨田区）  
土井鋼材株式会社（鶴見事業所）  
藤田金属株式会社（千葉県市川市）  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

機能及び性能の確認に係る検査（第2号\*）

期日 自 令和3年 5月下旬  
至 令和5年 1月31日

場所 富士電機株式会社 川崎工場  
株式会社スギノマシン 早月事業所  
日機装株式会社 東村山製作所  
平田バルブ工業株式会社 新潟事業場  
株式会社中北製作所 (大阪府大東市)  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

工事が設計及び工事の計画に従って行われたものであることの確認  
に係る検査 (第3号\*)

期日 自 令和3年 5月下旬  
至 令和5年 1月31日  
場所 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所

\*試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の2の3第1項

(2) 申請書添付書類1「工事の工程に関する説明書」

別添-1に示すとおり添付書類1「工事の工程に関する説明書」の記載の一部  
を変更する。

2. 変更理由

使用前事業者検査に係る工事の進捗に伴い、工事の工程及び場所を見直したため、当  
該事項に係る記載を変更する。

以上

別添－ 1

添付書類 1 「工事の工程に関する説明書」の  
変更について

添付書類1「工事の工程に関する説明書」のうち、STACYの更新（第3回申請）（令和2年11月18日 原規規発第2011187号で設計及び工事の計画の認可）に係る工事の工程について、次のとおり変更する。

【変更前】

(1) STACY更新に係る全体の工事工程

	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
STACY更新に係る全体工事 (平成30年4月～)																															

(2) STACYの更新(第3回申請)(認可番号:原規規発第2011187号)

1) 主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新(第3回申請)の工事																																		
原子炉本体	炉心のうち 基本炉心(1)	第1号	該当なし																															
		第2号	炉心構成確認検査																													↔		
			性能検査																											↔		↔		
	第3号	適合性確認検査																												↔				
	燃料体のうち ウラン棒状燃料(既設)	第1号	該当なし																															
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																												↔			
	原子炉容器のうち 炉心タンク	第1号	材料検査			↔		↔																										
			寸法検査																											↔				
外観検査																													↔					
耐圧・漏えい検査																													↔					
据付検査																												↔						
第2号		該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板フレーム	第1号	材料検査			↔																													
		寸法検査																											↔					
		外観検査																											↔					
		据付検査																											↔					
	第2号	該当なし																																
	第3号	適合性確認検査																												↔				
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板	第1号	材料検査			↔		↔																											
		寸法検査																											↔					
		外観検査																											↔					
		据付検査																											↔					
	第2号	該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					
原子炉容器のうち 実験装置架台、 移動支持架台	第1号	材料検査			↔		↔																											
		据付検査																											↔					
	第2号	該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					

注記1: 品質マネジメントシステム検査(第3号)は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。







【変更前】

2) 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新（第3回申請）の工事		[黒塗り]																																
原子炉本体	原子炉容器のうち 炉心タンク	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査*1 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															*1：既に技術基準への適合が確認された 溶接施工法及び溶接士によって実施 するため、あらかじめ確認すべき事 項に係る検査（溶接施工法、溶接士） は、要さない。
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															
計測制御系統施設	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 主配管	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。

【変更後】

(1) STACY更新に係る全体の工事工程

	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考	
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
STACY更新に係る全体工事 (平成30年4月～)																															

(2) STACYの更新(第3回申請)(認可番号:原規規発第2011187号)

1) 主要な耐圧部の溶接部に該当しない検査

(1/4)

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新(第3回申請)の工事																																		
原子炉本体	炉心のうち 基本炉心(1)	第1号	該当なし																															
		第2号	炉心構成確認検査																													↔		
			性能検査																											↔		↔		
	第3号	適合性確認検査																												↔				
	燃料体のうち ウラン棒状燃料(既設)	第1号	該当なし																															
		第2号	該当なし																															
		第3号	適合性確認検査																												↔			
	原子炉容器のうち 炉心タンク	第1号	材料検査			↔		↔										↔																
			寸法検査									↔		↔																				
外観検査											↔		↔																					
耐圧・漏えい検査											↔		↔																					
据付検査										↔		↔																						
第2号		該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板フレーム	第1号	材料検査			↔										↔																			
		寸法検査									↔		↔																					
		外観検査									↔		↔																					
		据付検査									↔		↔																					
	第2号	該当なし																																
	第3号	適合性確認検査																												↔				
原子炉容器のうち 内部構造物のうち 格子板	第1号	材料検査			↔				↔								↔																	
		寸法検査									↔				↔																			
		外観検査									↔				↔																			
		据付検査									↔				↔																			
	第2号	該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					
原子炉容器のうち 実験装置架台、 移動支持架台	第1号	材料検査			↔				↔								↔																	
		据付検査									↔				↔																			
	第2号	該当なし																																
第3号	適合性確認検査																												↔					

注記1: 品質マネジメントシステム検査(第3号)は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。







【変更後】

2) 主要な耐圧部の溶接部に係る検査

検査対象	検査項目	令和2年		令和3年												令和4年												令和5年			備考			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
STACYの更新（第3回申請）の工事		[黒塗り]																																
原子炉本体	原子炉容器のうち 炉心タンク	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査*1 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															*1：既に技術基準への適合が確認された 溶接施工法及び溶接士によって実施 するため、あらかじめ確認すべき事 項に係る検査（溶接施工法、溶接士） は、要さない。
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															
計測制御系統施設	制御設備のうち 制御材駆動設備のうち 給排水系のうち 主配管	あらかじめ確認すべき 事項に係る検査 (溶接施工法、溶接士)	[黒塗り]																															
		適用する溶接施工法、溶接 士の確認	[黒塗り]																															
		材料検査	[黒塗り]																															
		開先検査	[黒塗り]																															
		溶接作業検査	[黒塗り]																															
		非破壊検査	[黒塗り]																															
		耐圧検査	[黒塗り]																															
		外観検査	[黒塗り]																															

注記1：品質マネジメントシステム検査（第3号）は、工事の状況等を踏まえ適切な時期で実施する。